

天童市地域おこし協力隊設置要綱

(趣旨)

第1条 地域の活性化を促進する担い手となる人材を地域外から積極的に招致し、その定住、定着及び起業を図るため、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知)に基づき、天童市地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)を設置する。

(地域協力活動)

第2条 協力隊の隊員(以下「隊員」という。)は、地域の活性化を促進するために市長が必要と認める地域との協力活動を行うものとする。

(隊員の委嘱)

第3条 隊員は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 任用年度の4月1日現在の年齢が満20歳以上の者
 - (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格事項に該当しない者
 - (3) 別表の左欄に掲げる転出地に住民票を有し、その区分に応じて同表右欄に掲げる転入地に住民票を異動する意思を有する者
 - (4) 心身ともに健康で、地域の活性化に意欲と熱意があり、積極的に協力活動に従事できる者
 - (5) 協力隊としての活動終了後も市内に定住し、就業又は起業をしようとする意欲のある者
- 2 前項の規定により隊員を委嘱されることが決定した者は、その決定の日から委嘱の日までの間に本市へ住民票を異動するものとする。

(隊員の任期)

第4条 隊員の任期は1年とし、初年度については委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。

- 2 任期の合計は、3年を超えないものとする。
- 3 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を取り消すことができる。
 - (1) 法令に違反し、又は協力活動を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、協力活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められたとき。
 - (3) 隊員としてふさわしくない非行があったとき。
 - (4) 隊員から退職の願いがあったとき。

(身分)

第5条 隊員の身分は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員

とする。

2 隊員の所属は、当該隊員が従事する協力活動のうち、主たる協力活動に係る事務を所管する課等とする。

(報酬等)

第6条 隊員の報酬等は、天童市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第21号）及び天童市会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇、給与等に関する規則（令和2年市規則第26号）の定めるところによる。

2 市は、協力活動に必要な経費を、予算の範囲内で負担する。

(市の役割)

第7条 市は、隊員が協力活動を円滑に実施できるよう、次に掲げる業務を行う。

- (1) 隊員の協力活動に関する総合調整に関すること。
- (2) 協力活動終了後の定住支援に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、隊員の円滑な協力活動に必要なこと。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

転出地	転入地
3大都市圏内の都市地域	本市の全域
3大都市圏外の都市地域	本市の条件不利区域 (田麦野地区)
3大都市圏内の一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域	本市の全域
3大都市圏外の一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域	本市の条件不利区域 (田麦野地区)
3大都市圏内の指定都市(条件不利地域は条件不利区域以外の区域)	本市の全域
3大都市圏外の指定都市(条件不利地域は条件不利区域以外の区域)	本市の全域

備考

- 1 3大都市圏とは、東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県、愛知県、三重県及び岐阜県並びに大阪府、兵庫県、京都府及び奈良県の区域の全部をいう。ただし、国勢調査令(昭和55年政令第98号)によって調査した平成17年10月1日現在の市町村人口(平成17年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成17年10月1日現在の市町村人口の合計をいう。)及び同令によって調査した平成27年10月1日現在の市町村人口を用いて算出した人口減少率が11%以上である市町村については、「3大都市圏外」として取り扱う。
- 2 指定都市とは、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市をいう。
- 3 都市地域とは、次項に掲げる条件不利地域に該当しない市町村をいう。
- 4 条件不利地域とは、次に掲げる区域を有する市町村(特別区を含む。以下同じ。)をいう。
 - (1) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域、同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域

及び同条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域（以下この表において「一部みなし過疎地域」という。）

- (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村地域
- (3) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域
- (4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域
- (5) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
- (6) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
- (7) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄

5 全部条件不利地域とは、条件不利地域のうち、前項第1号の区域（一部みなし過疎地域を除く。）に該当する市町村、同項第5号から第7号までの区域のいずれかに該当する市町村又はその区域の全域が同項第2号から第4号までの区域のいずれかに該当する市町村をいう。

6 一部条件不利地域とは、条件不利地域のうち全部条件不利地域以外の市町村をいう。

7 条件不利区域とは、一部条件不利地域のうち、一部みなし過疎地域又はその区域の一部が第4項第2号から第4号までの区域のいずれかに該当する区域をいう。